

東かがわ市告示第91号

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月20日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成20年東かがわ市告示第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付金の支給等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号。以下「申立書」という。）</u>）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を</p>	<p>(給付金の支給等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1) 訓練促進給付金</p> <p>ア 略</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」</u>）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p>

改正後	改正前
<p>含む。)</p> <p>(ウ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>申立書</u>）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>申立書</u>）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(ウ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>申立書</u>）及び当該控除対象扶</p>	<p>(ウ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書</u>」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 修了支援給付金</p> <p>ア 略</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書</u>」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(ウ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（<u>別紙参考様式2「16歳以上19</u></p>

改正後	改正前
<p>養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>3 市長は、訓練促進給付金の支給申請書の提出があった場合は、当該対象者が支給要件に該当しているかを審査し速やかに支給の可否を決定し、遅滞なくその旨を当該対象者（以下「受給者」という。）に対して、高等職業訓練促進給付金（修了支援給付金）支給決定通知書（<u>様式第3号</u>）により通知する。</p>	<p><u>歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書</u>）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>3 市長は、訓練促進給付金の支給申請書の提出があった場合は、当該対象者が支給要件に該当しているかを審査し速やかに支給の可否を決定し、遅滞なくその旨を当該対象者（以下「受給者」という。）に対して、高等職業訓練促進給付金（修了支援給付金）支給決定通知書（<u>様式第2号</u>）により通知する。</p>

改正後

様式第1号（第8条関係）

（表面）

**東かがわ市高等職業訓練促進給付金等支給申請書**

東かがわ市長 様 年 月 日  
 申請者氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。  
 ※ いずれかに○をつけること。

①氏 （個人番号）	名	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 （ 歳）
		個人番号		
②住	所	（〒 - ）		電話（ - ） -
③過去	の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある・ない）		
④本給付金	と同時に利用する給付金・貸付金について			
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	住 所	（〒 - ）		電話（ - ） -
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分 昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他（ ）		
⑥支払希望金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義（フリガナ）			
⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 児童扶養手当担当 ㊦			
（備考）				

- （注意）
- 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
  - 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません。
  - 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正前

様式第1号（第8条関係）

（表面）

**東かがわ市高等職業訓練促進給付金等支給申請書**

東かがわ市長 殿 年 月 日  
 申請者氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。  
 ※ いずれかに○をつけること。

①氏 （個人番号）	名	フリガナ	生年月日	年 月 日 生 （ 歳）
		個人番号		
②住	所	（〒 - ）		電話（ - ） -
③過去	の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある・ない）		
④本給付金	と同時に利用する給付金・貸付金について			
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	住 所	（〒 - ）		電話（ - ） -
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分 昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他（ ）		
⑥支払希望金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義（フリガナ）			
⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 児童扶養手当担当 ㊦			
（備考）				

- （注意）
- 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
  - 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません。
  - 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後

(裏面)

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
上記1～5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となった もので、現に婚姻(※)していないものがある場合、該当する番号にレ点を してください。 (※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻。			
		<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
(備考)			

- ・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類
- ① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
  - ② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

改正前

(裏面)

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	月 日生( 年 歳)
	個人番号	続柄	
住所	(〒 - )	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
上記1～5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となった もので、現に婚姻(※)していないものがある場合、該当する番号にレ点を してください。 (※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻。			
		<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
(備考)			

- ・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類
- ① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
  - ② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

改正後

改正前

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

東かがわ市長 様

東かがわ市長 殿

申請者住所

申請者住所

申請者氏名

申請者氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
2	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
3	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
4	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
2	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
3	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				
4	フリガナ		続柄	生年 月日	年	月 日
	氏名					
	個人番号	住所（別居の場合）				

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や当該給付金の支給を受けようとする者の続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
  - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である。
  - あなたと生計を一にしている。
  - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
  - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない。

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や当該給付金の支給を受けようとする者の続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
  - 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
  - あなたと生計を一にしている
  - 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
  - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

附 則

この告示は、令和8年5月20日から施行する。